

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年3月15日（第11日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成30年平泉町議会定例会3月会議第11日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から追加提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で諸報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、総務教民常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

7番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、報告を行います。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1、調査事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）子育てしやすい地域づくりについて、（2）安心安全な防災体制について、（3）情報化計画について。

2、調査の経過について、調査期間は平成28年6月13日から平成30年3月12日までの期間の調査期間でございます。調査事項・場所、説明員・随行者につきましては、お目通しをお願いいた

します。

3番目、調査意見、(1)子育てしやすい地域づくりについて、保育所の入所児増加が見込まれる中、保育スペースの拡充や保育士の確保など保育環境の整備が喫緊の課題であり、早急に改善されるよう取り組まれない。地域子ども子育て施策として、病児・病後児保育やファミリー・サポート事業への取り組みに努力されたい。

(2)安心安全な防災体制について、避難場所及び避難所の表示や機能・構造を再検討し、住民が安全に避難行動がとれるよう防災対策を強化されたい。

(3)情報化計画について、庁舎内においてシステム情報の共有及びセキュリティ管理を適正に行い、今後もコストの削減や職員の専門性を高めるよう一層の努力をされたい。

以上、報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

ただいま報告があった委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

ないようですので、次に進行いたします。

議長(佐藤孝悟君)

日程第2、産業建設常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番、産業建設常任委員長、千葉勝男議員。

10番(千葉勝男君)

調査の報告をいたします。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。産業建設常任委員会委員長、千葉勝男。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記、1、調査事件、産業建設常任委員会所管に係る調査についてであります。(1)社会基盤施設について、(2)農業振興策について、(3)観光振興策についてであります。

調査の経過については、平成28年9月9日から平成30年3月30日でございます。この分については、お目通しをいただきたいと思います。

次に、調査意見でございますが、本委員会は社会基盤施設について、農業振興策について及び観光振興策について先進地視察研修を実施しながら調査検討した。

(1)社会基盤施設について、請願及び陳情で採択となった町道、生活道路の整備未着工箇所について、実査により請願・陳情当時から経年変化及び環境変化を確認した。一定の判断に基づく請願・陳情者へのフィードバックの必要性があることから、着工優先順位等の再検討に努め

られたい。

(2) 農業振興策について、鳥獣被害対策について、視察成果の実効性を高めるために、鳥獣被害対策実施隊と意見交換を行い、同隊が活動しやすい環境整備や町民意識の啓蒙活動について話し合った。平成28年、29年度には町独自に取り組んだ支援事業が、一定の成果に結びつつあるが、鳥獣被害対策は尽きることがなく、不断の取り組みが功を奏すことは言うまでもない。今後きめ細やかな対策が必要である。道の駅開業は、6次産業化の推進による地域資源の付加価値を高めるとともに、町内農産物の販路拡大と農業者の後継者育成を方向づけるものであり、魅力をかき立てる振興関連事業の策定が求められるところである。

(3) 観光振興策について、観光による地域経済への直接的波及効果の期待は大きいですが、町内で生産できる事業所が少ないことから、十分生かし切れないことも想定される。官民一体で観光振興を進めるDMOが始動することに鑑み、観光を通じた地域活性化につなげる施策とされたい。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま報告のあった委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、議案第2号、平泉町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書第1ページをお開き願います。

議案第2号、平泉町情報公開条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

当町において、平成12年、平泉町情報公開条例を制定したところでありますが、このたび上程いたしましたこの条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、平成11年、法律第42号の一部を改正する法律の施行、施行日、平成29年5月30日に伴い、所要の整備を図るものであります。

改正内容につきましてご説明いたしますので、議案第2号3の参考資料の1ページをお開き願います。

左側が現行で、右側が改正後の案となっております。

第1条におきましては、条例の目的において町民の知る権利の保障の観点を明示いたしました。

第2条以下全体を通しまして、「行政情報」を「行政文書」に、「非開示情報」を「不開示情報」に変更しております。

続きまして、2ページをお開きください。

第5条におきましては、公務員の定義について「独立行政法人」及び「地方独立行政法人」を追加しております。

続きまして、4ページの裏をお開きください。

第12条に開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときなど、他の実施機関において開示決定とすべきと事案を移送することができる規定を追加しております。

続きまして、5ページをお開きください。

第13条に第三者に対する意見書提出の機会の付与をする手続を追加しております。

続きまして、5ページ裏をお開きください。

第15条に法令、他の条例、または規則による開示の実施との調整に関する規定を追加しております。

続きまして、6ページをお開きください。

第18条に審査会への諮問について手続の詳細を追加しております。

続きまして、6ページの裏をお開きください。

第19条に第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続、第22条に開示請求をしようとする者に対する情報の提供の規定を追加しております。

なお、行政機関非識別加工情報の取り扱いについては、地域の特性に応じた個人情報の適正な取り扱いを確保する必要があるため、今回の条例改正には盛り込まないこととしております。

この行政機関非識別加工情報というものは、行政が持っております統計等の情報を個人情報にならないように、個人が特定できないようにして加工したものを指しております。それにつきましては、このたびの条例改正には盛り込まないということとしております。

以上、大きなところのみを説明させていただきましたが、これで補足説明を終わりとさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、平泉町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第3号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書第5ページをお開き願います。

議案第3号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

当町において、平成17年に平泉町個人情報保護条例を制定したところでありますが、このたび上程いたしましたこの条例は、個人情報の保護に関する法律、平成15年、法律第57号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、平成15年、法律第58号の一部を改正する法律の施行、施行日、平成29年5月30日に伴い、所要の整備を図るものであります。

改正内容につきましてご説明いたしますので、参考資料、議案第3号の8ページをお開き願います。

左側が現行になっておりますが、右側が改正後案となっております。

大きく変わる部分についてご説明いたします。

第1条におきましては、条例の目的において個人情報の権利、利益の保護を明示いたしました。

第2条に個人情報の定義の明確化、個人識別符号、要配慮個人情報、保有個人情報、個人情報ファイル及び保有特定個人情報の定義を追加しております。

続きまして、9ページ裏をお開きください。

第3条におきましては、要配慮個人情報の規定を設けることにより、個人情報の取り扱いの制限を廃止し、個人情報の利用目的の特定等による個人情報の保有の制限を規定、第4条に利用目的の明示及び明示の削除項目を規定しております。

続きまして、11ページ裏をお開きください。

改正前、第10条のオンライン結合による提供の制限を廃止しております。

続きまして、12ページをお開きください。

第12条に個人情報ファイルの保有に関する事前通知について、要配慮個人情報が含まれるときの通知等の規定及び事前通知の適用除外を規定しております。

続きまして、13ページ裏をお開きください。

第16条に保有個人情報の開示義務において、開示請求者以外の個人に関する情報で個人識別符号が含まれるものを不開示情報と規定しております。

続きまして、15ページ裏をお開きください。

第18条に部分開示において、非開示部分に個人識別符号を追加しております。

続きまして、18ページ裏をお開きください。

第35条に保有個人情報の訂正を実施した場合において、情報提供等記録については番号法第19条第8号に規定する情報事務関係情報照会者または条例事務関係情報提供者、独自利用事務の情報照会者または情報提供者への通知を追加しております。

続きまして、21ページをお開きください。

改正前第43条の是正申出の規定については、条例中の利用停止請求に類似する規定にあるため、廃止しております。

続きまして、22ページをお開きください。

第47条に開示請求しようとする者に対する情報の提供等の規定をしております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、行政機関非識別加工情報の取り扱いにつきましては、地域の特性に応じた個人情報の適正な取り扱いを確保する必要があるため、今回の条例改正には盛り込まないこととしております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に鑑み、平泉町職員組合と交渉を行い、妥結した内容により提案させていただくものでございまして、育児休業の再取得要件の拡充、非常勤一般職の育児休業期間の延長等について規定するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

はじめに、改正の概要を説明させていただきます。

まず、育児休業の再取得要件の拡充等についてでございます。当該子につきましては、既に育児休業を取得したことがある場合においては、条例に定める特別の事情がある場合に限り再度の育児休業の取得をすることができることとするものでございまして、今回の改正によりまして、特別の事情の中に保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を新たに加えるものとし、育児短時間勤務職員が短時間勤務終了後1年以内に再度短時間勤務の承認を受けることができる場合についても同様とするものでございます。

また、育児休業期間の2回目以上の延長は、条例に定めた特例の事情がある場合のみ請求することができるものとされており、特別の事情に上記と同様、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を新たに加えるものでございます。

2番として、非常勤一般職の育児休業期間の延長等でございますけれども、現行の条例におきましては、非常勤職員は最長子が1歳6カ月に達するまで育児休業を取得することができますが、今回の改正により保育所に入所することができない等の場合に最長子が2歳に達するまで育児休業を延長できるようにするものでございます。

それでは、議案第4号参考資料、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を参考にご説明をいたします。

参考資料23ページをお開きいただきたいと思います。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加えるものでございます。

第2条の2中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2項」に、「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望する者」を「養子縁組里親」に改めるものでございます。

23ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、「1歳2箇月」を「1歳2月」に改め、同条3号中「から1歳6箇月」を「から1歳6月」に改め、次に24ページをお開きください。「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6月到達日」に改めるものでございます。

第2条の4を第2条の5といたしまして、第2条の3の次に改正後案の見出し、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の第2条の4第1項及び同条同項第1号、第2号の条文を加え、24ページの裏をお開きいただきたいと思います。加えまして、第3条第6号中「別居したこと」

の次に改正後案の「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（次条及び第11条において「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7項中「こと。」を「こと又は第2条の4の規定に該当すること。」に改めると。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第7条中「6箇月」を「6月」に改める。

第10条第7項中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるとしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第5号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

議案書15ページをお開きください。

議案第5号、平泉町町税条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

今回の改正は、平成30年4月から国民健康保険制度が変わることによるもので、所要の整備を図るものであります。

改正内容につきましては、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険において、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保のため、市町村とともに、国民健康保険の運営を担うこととなります。このことに伴い、国民健康保険税について、これまで市町村で個別に給付費を推計し、保険税負担額を決定してきましたが、今後は県内で保険税負担を公平に支え合い、市町村財政の安定化を図るため、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業納付金としてその金額を決定し、市町村は納税者から納付いただいた国民健康保険税を県に対して納付金として納めることとなります。今回の一部改正は、この国民健康保険税の仕組みに係る条文について所要の整理を図るものであります。

お手元に配付されております平泉町条例新旧対照表により説明させていただきます。

それでは、26ページをお開きください。

第128条の税額についてですが、現行で規定されております国民健康保険課税額の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税被保険者につき算定した介護納付金課税額について、今回の改正により第1号から第3号までそれぞれ規定したものでございます。

第1号では、国民健康保険税のうち、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てるための基礎課税額について定めております。

第2号では、国民健康保険税のうち、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てるための後期高齢者支援金等課税額について定めております。

次に、26ページの裏をお開きください。

第3号では、国民健康保険税のうち、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てるための介護納付金課税額について定めております。

第2項から第4項につきましては、第1項の改正に伴います所要の規定の整備でございます。

第131条の2の第1号につきましては、アンダーライン部を削除し、所要の整備を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第5号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第7、議案第6号、国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長(菅原克義君)

議案書16ページをお開きください。

議案第6号、国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、国保事業財政調整基金条例の一部を改めるものでございます。

改正内容でございますが、参考資料の28ページの新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第1条中、現行のアンダーライン部分「国民健康保険事業の保険給付費(老人保健拠出金を含む。)及び保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため」を改正後、「国民健康保険特別会計の財政調整のため」に改めるものでございます。

この改正は、これまで保険給付等の不足に備えて基金を設けてまいりました。今般、国保制度の制度改正によりまして、保険給付費については基本的に保険給付費等交付金として措置されることとなりましたが、引き続き基金を設置して、年度途中の保険給付費の不足や事業費納付金、保険事業費など、国保財政全般を安定的に運営するための財源に充てるために設けるものでございます。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第6号、国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第8、議案第7号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長(菅原克義君)

議案書17ページをお開きください。

議案第7号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、国民健康保険運営協議会の設置規定等、所要の整備を図るものでございます。

改正内容でございますが、参考資料29ページの新旧対照表をお開きください。

まず、第1条でございますが、表題及び第1条中「本町が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、第2条として「(国民健康保険運営協議会の設置)」を新たに加えるものでございます。

次に、第2条、第3条として、表題を「(協議会の委員の定数)」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)」を「協議会」に改め、以下条文を繰り下げるものでございます。

この改正は、第2条に運営協議会の設置規定を置き、その上で運営協議会の定数を規定したものでございます。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日となります。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第7号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第9、議案第8号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長(菅原克義君)

議案書18ページをお開きください。

議案第8号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、国保の住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の被保険者となっている者が年齢到達等により後期高齢者医療に加入した場合、その特例を引き継ぎ、従前の住所地特例の後期高齢者医療広域連合の被保険者になることなど、所要の整備を図るものでございます。

改正内容でございますが、参考資料30ページの新旧対照表をお開きください。

まず、第2条第1号中の「及び第4条の葬祭の給付」を削るものでございます。これは岩手県後期高齢者医療広域連合条例の一部改正におきまして、同条例第4条の葬祭の給付の規定が削除されたことから、平泉町で行う事務のうち、葬祭の給付を削除するものでございます。

次に、第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」という括弧書きの定義を加え、同号中「(同項に規定する病院等)及び「(同項に規定する入院等)」をそれぞれ「(法第55条第1項に規定する病院等)及び「(法第55条第1項に規定する入院等)」にそれぞれ改めるものでございます。

この改正は、法改正により法第55条の2が新たに加わり、住所地特例を引き継ぐ規定が設けら

れたことから、その被保険者の規定に障害の認定を受けた場合を加えたものであり、後段の改正部分は法第55条の2第2項という条項が括弧書きの定義として加わったことから、この規定と区別するために法第55条第1項という条項を明記したものでございます。

次に、第3条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加えるものです。

この規定は、第2号の改正と同様に被保険者の規定に障害の認定を受けた場合を加えたものでございます。

次に、第3条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加えたのは、第2号、第3号と同様の改正であり、後段の改正は法改正に伴い、法第55条の2という条項が括弧書きの定義として加わったことから、この規定と区別するために特定住所変更を規定する法第55条第2項第2号という条項を明記したものでございます。

次に、第3条に第5号を新たに加えたものでございます。

この規定は、法改正により法第55条の2が新たに規定され、国保の住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の被保険者となっている者が年齢到達等により後期高齢者医療に加入した場合、その特例を引き継ぎ、従前の住所地特例の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることを規定したものでございます。

30ページ裏になります。

附則中の現行のアンダーライン部分を削除し、第3条を第2条とし、以下条文を繰り下げるものでございます。

この改正は、法施行時の被保険料徴収の特例措置が既に終了していることから削除したものでございます。

なお、施行日については、平成30年4月1日となります。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書19ページをお開き願います。

議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて補足説明いたします。

平成28年度から平成32年度までの計画期間の戸河内地区の辺地に係る公共的施設の総合整備計画に、19ページの裏のとおり、裏の下位図になっておりますけれども、下記の表のとおり、町道・橋りょうと飲料水供給施設を加えるものであります。

この変更は、辺地対策事業債を受けられるために行うものでございます。この町道は桐畑線ですし、飲料水供給施設はろ過施設、簡易水道のろ過施設となっております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第10号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書21ページをお開き願います。

議案第10号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

道路台帳の整備につきましては、事業完了の翌年に行い、それに合わせて認定廃止を行っております。また、舗装整備等により町道の廃止認定を行う場合は、事業完了後、同時に行うことを基本に作業を行っております。昨年度、第1遊水地内の道路の管理移管を受けたことに伴い、今回町道の認定廃止を行おうとするものでございます。

議案書20-2ページ裏をお開きいただきたいと思います。

図面左上に廃止路線網図と記載されておりますが、これが現在の認定されている状況でございます。鉄道東1号線ほか17路線を廃止し、20-2ページの認定路線網図のように、移管された道路網に合わせて鉄道東1号線ほか8路線を新たに認定しようとするものでございます。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第12、議案第11号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書21ページをお開きください。

議案第11号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、21ページの裏、第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款町税290万2,000円、1 項町民税858万2,000円、これには法人の現年課税分806万1,000円の増額が含まれております。4 項町たばこ税568万円の減、これは現年課税分でございます。

12 款使用料及び手数料17万1,000円の減、1 項使用料15万7,000円の減、2 項手数料1万4,000円の減。

13 款国庫支出金8,112万3,000円の減、1 項国庫負担金321万4,000円の減、これには児童手当負担金373万5,000円の減額が含まれております。2 項国庫補助金7,753万3,000円の減、これには社会資本整備総合交付金5,650万5,000円の減額、特別史跡無量光院跡公有化事業補助金1,888万1,000円の減額が含まれております。3 項委託金37万6,000円の減。

14 款県支出金2,360万円の減、1 項県負担金27万5,000円の減、2 項県補助金2,132万2,000円の減、これにはアカマツ広葉樹林化伐採委託金1,235万4,000円の減額が含まれております。3 項委託金200万3,000円の減。

15 款財産収入298万2,000円、1 項財産運用収入7万1,000円、2 項財産売払収入291万1,000円。

16 款寄附金、1 項寄附金270万3,000円。

17 款繰入金、2 項基金繰入金9,754万6,000円の減、これには財政調整基金繰入金9,554万6,000円の減額が含まれております。

19 款諸収入754万1,000円、2 項町預金利7,000円の減、4 項受託事業収入16万円、22ページになります。5 項雑入738万8,000円、これには市町村振興協会市町村振興助成金617万4,000円の増額、派遣職員給与費負担金450万円の増額が含まれております。

20 款町債、1 項町債1,290万円、これには農村地域防災減災事業2,050万円の増額、道路改良事業730万円の減額が含まれております。

歳入合計1億7,341万2,000円の減。

22ページの裏をお開きください。

次に、歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費38万6,000円の減。

2 款総務費1,679万円の減、1 項総務管理費1,528万7,000円の減、これには1 階フロアカウンター改修工事472万7,000の減額、庁舎内ネットワーク再構築業務委託料345万2,000円の減額が含まれております。2 項徴税費95万9,000円の減、3 項戸籍住民基本台帳費19万6,000円の減、4 項選挙費34万1,000円の減、5 項統計調査費7,000円の減。

3 款民生費874万円の減、1 項社会福祉費299万4,000円、これには健康福祉交流館特別会計繰出金684万円の増額、岩手県後期高齢者医療広域連合負担金352万8,000円の減額が含まれております。2 項児童福祉費1,173万4,000円の減、これには児童手当費400万円の減額、臨時職員賃金319万1,000円の減額が含まれております。

4 款衛生費776万9,000円の減、1 項保健衛生費553万4,000円の減、これには職員給料376万6,000円の減額が含まれております。2 項清掃費223万5,000円の減。

5 款労働費、1 項労働諸費40万円の減。

6 款農林水産業費689万8,000円の減、1 項農業費1,046万1,000円、これには平泉町6 次産業化促進支援事業補助金400万円の減額、農村地域防災減災事業負担金、北照井堰地区でございます。1,906万4,000円の増額が含まれております。2 項林業費1,735万9,000円の減、これにはアカマツ広葉樹林化伐採委託料1,182万5,000円の減額、森林病虫害等防除委託金435万2,000円の減額が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費2,050万円の減、これには地域企業経営強化支援事業費補助金2,000万円の減額が含まれております。

8 款土木費7,966万3,000円の減、1 項土木管理費10万円の減、2 項道路橋梁費6,735万1,000円の減、これには用地測量及び分筆登記業務委託料564万4,000円の減額、用地取得費4,393万9,000円の減額、平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金1,032万3,000円の減額が含まれております。

23ページになります。

3 項河川費232万円の減、4 項都市計画費943万1,000円の減、これには下水道事業特別会計繰出金483万2,000円の減額が含まれております。5 項住宅費46万1,000円の減。

9 款消防費、1 項消防費105万9,000円の減。

10 款教育費2,706万3,000円の減、1 項教育総務費78万1,000円の減、2 項小学校費22万4,000円、3 項中学校費53万1,000円、4 項幼稚園費35万9,000円、5 項社会教育費2,740万6,000円の減、6 項保健体育費1 万円。

12 款公債費、1 項公債費414万4,000円の減。

歳出合計 1 億7,341万2,000円の減。

次に、23ページの裏をお開き願います。

第2 表繰越明許費でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、平泉スマートインターチェンジ周辺土地利用事業、金額250万円。

次に、24ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。

変更でございます。第5分団屯所新築工事の変更前の限度額2,630万円を変更後の限度額2,540万円に、小型動力ポンプ付積載車購入事業の変更前の限度額850万円を変更後の限度額750万円に、農村地域防災減災事業の変更前の限度額1,630万円を変更後の限度額3,680万円に、かんがい排水事業の変更前の限度額360万円を変更後の限度額520万円に、道路橋梁改良事業の変更前の限度額1億8,050万円を変更後の限度額1億7,320万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

これから質疑を行います。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

33ページの裏の13節委託料、児童クラブ管理運営委託料、かなりの減額がなっているのですが、減額の理由と、それからできればその2つの児童クラブの様子を、内容等を伺いたいです。

それから、36ページでございます。

13節委託料のアカマツ広葉樹林化の伐採委託料がこれもかなりの減額があるのですが、この辺の詳しいご説明をいただきたいというふうに、この2点お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、児童クラブの管理運営委託料の157万円の減額でございます。これはたばしね児童クラブの分でございます。それで、たばしね児童クラブにつきましては、ことしで3年目ということで、運営につきましても、指導員の方々もだいぶ慣れてきておりまして、それで金額の減額でございますが、これは土曜日の日数がやはり少し少ないということで、それに応じて土曜の日数の分の、ほとんどが委託料は人件費に充てておりますので、その日数に伴っての減額ということでございます。

来年の予算につきましては、その辺の実態に合うような日数に大分近づけてはきておりますが、

やはり足りなくないくらいには一応は見積もってはいくということでございますが、日数はある程度実績に合うような形でだいぶ近づけてはきているということでございます。

それで、クラブの様子ということでございますが、まずすぎのクラブでございますが、55人の定員ということでやらせていただいております。指導員の方々、4人の方々に従事していただいてやっております。放課後の安全・安心な生活を守るということで、それぞれどちらのクラブもそうなのですが、季節に応じたいろんな催し物とかも含めながら、毎日そういった放課後のクラブの運営を行っているということでございます。

それから、たばしね児童クラブにつきましては、定員30人ということでやっております。こちらは先ほど申し上げましたように、3年目ということで、だいぶ運営の仕方も指導員の方々も慣れてきておまして、やっております。

そういうことで、2つのクラブともまずまずの、何ていいますか、運営をやれているのかなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

36ページのアカマツ広葉樹林化伐採委託料の1,182万5,000円の減額ですけれども、これは今年度9月補正で要求をして、事業をすることにしていたものですが、この9月補正にあたって県の説明が8月の初旬にありまして、その9月補正の要求する時点では、図面上で県とも協議しながら、中尊寺とも協議しながら、ウォーキングトレイル周辺の枯損木の伐採というふうなことで進めてきたわけですが、当初は図面上で積算しておまして、昨年度の単価を使って要求しておりました。その後、実際に9月、10月で毎木調査等を行いながら現地を見た段階で、その後に県から標準単価が示されまして、そこで実際にはもう10月末になっておまして、実際にはその段階で単年度ではもう無理だというふうな話になりまして、今後4年かけて実施するというふうなことで、新年度も病虫害防除のほうの事業の中に組み込んでおります。そういうような経過がありまして、今年度部分の366万2,000円を残して1,000万ほどの残額、残をおろすというふうな形になったものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

では、ちょっともう少し詳しく聞きたいと思います。

たばしねのほうの児童クラブなのですが、どうも備品が足りないとかというような話も以前は聞いていましたが、その辺のところ。それから障がいというか、軽く障がいを持っている子どもを受け入れるためには、指導員を増員しなきゃならないなというような、そういう話も若干出ていたようですし、夏休み等の対応等もあったのですが、その辺の障がいの子どもを受け入れるための態勢はどのようになっていたかということと、それからすぎのこのほうですが、以前もやっぱり

いろいろなトラブルがありましたけれども、会計上はトラブルなく、今のところは順調に進んでいるのか。指導員の保護者会とのうまくとられていて、流出して、児童館のほうに行っているというような情報もあるようなのですが、その辺のところは当局ではどのように捉えているかということをお尋ねします。

それから、アカマツの件ですが、そうすると今聞いてみると、それはそれで予算化はわかりました。実際にその計画して、事業を起こしていく上では、そうするとあそこの中尊寺の散策道路のことなわけですね、場所的には。あの辺は、どうもそれこそ今でいう熊だったりイノシシだったりという、観光客には熊のマークのついた看板が出ているというようなこともあります。その辺はどのような形を今後とって、あそこをウォーキングしてもらおうというふうな考えでいるかということもあわせてお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

たばしねの備品の関係でございましたが、だいぶこちらでもいろいろ要望があった部分については整備してきております。それで、昨年、コピー機が必要だということは前から言われておりました、こちらとすれば一応パソコンを入れておりますし、あとはコピー機ではないのですが、パソコンとつなげて、プリンターも一応用意はしてきたわけだったのですが、やはりそれ以外でも欲しいということで、なかなかそこら辺がうまくいかなかったわけだったのですが、実は長島の特養ホームの関係者がたまたまたばしねの方、関係者といいますか、おりました、そちらのほうからのちょっといろんな声かけで、長島の特養関係のほうの運営者の方からちょっと中古のコピー機なのですが、それを無償で、使うのであればあげるよということを声かけがございまして、せっかくのお申し出でございましたので、それを使わせていただいているということで、コピー機の関係については、使用料は発生はするわけなのですが、引き続きそれを使わせていただいているということでございます。

それから、あとは大体はパソコンも揃えましたし、連絡手段もある程度、電話等は確かにないわけなのですが、こちらとのやりとり、あるいは外部とのやりとりについては、今全部、全てパソコンでできますので、そういったのを使っていただくというふうな形にしております。

それから、障がい児対応につきましては、発足当初から対象の児童の方がおります。それで、今現在1名おりました、最初は2名いたわけだったのですが、今現在は1名おりました、そのための指導員の方を加配してつけて、ずっとまず対応してきているということで、それでこの子どもにつきましても、だいぶもう3年目になりましたので、いわゆるほかの子ども達ともうまく、何ていうか、対応できるようにはなってきましたし、指導員のほうも、そういう形でもう慣れてきているというふうなことで、まず今のところは問題なく対応はできているなというふうには思っております。引き続き来年度も、この1名の児童につきましては、引き続き対応していくというふうな形になります。

それから、すぎのこでございまして、確かに、会計上の問題がかつてございました。それで、そ

れ以降、こちらとしましては四半期ごとに行って、会計上のそういう処理の形、会計上の問題とかを一緒に考えながら、財政運営をどうしたらいいかというふうなことを考えながらやってきて、いろいろあったわけだったのですが、まずその辺は解決しながらきております。引き続き、いずれ四半期ごとに今年度も入って話をしながら、会計だけではなくて、運営面についても親からいろいろ申し出もある場合がありますので、そういったことも伝えながら直すところは直していくというふうな形で、こちらも話をしてやってきております。

それからあと、児童館との関係につきましては、児童館はご存じのとおり、出入り自由な施設になってございますので、そちらはそちらで使っていただくということで、基本はまずすぎのこに在籍している限りはそちらを使うわけなのですが、たまには児童館に行くことも別にそれは問題はないのかなというふうには思っておりますので、そこは両方の施設を有効に使っていただいて、放課後のとにかく安全な、あるいは安心な生活を送ってもらうというふうな目的がございますので、そういった形で進められればというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

では、最後になります。

やっぱり福祉、こういうことになってくると、人、子どもとかかわるのには人材というところが一番重要ではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺のところは指導もしていただきたいということでございます。

すみません、農林振興課長、答弁よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

このいわて環境の森整備、アカマツ林の伐採についてはウオーキングトレイルコース、中尊寺のその中をやっているわけですが、議員ご指摘のとおり、そこには熊の出没の危険性もあるというようなことで、熊のよけるための木を鳴らすものも設置しておりますが、それらも全て今破損している状況でして、新年度には、そこは修繕したいというふうに思っておりますし、あと観光振興費のほうに新年度予算でウオーキングトレイル魅力化開発策定の委託費を計上しております。この中で、ウオーキングトレイルのコース全般にわたっての植栽でありますとか、どのようにして魅力あるコースにしていくかというふうなことで、全体の計画を立てるようなことになっておりますので、昨今のウオーキングブームとも相まって、そういったところを新年度では対応していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

これは34ページの裏になりますが、負担金、補助金及び交付金の浄化槽設置整備事業補助金が215万5,000円ほど減額になっていますが、これは浄化槽の設置が減ったということだと思っておりますが、今年度どのぐらいの基数が出たのかも含めてお知らせ願いたいと思います。

それと、これは35ページの裏になりますが、同じく19節に6次産業化促進支援事業400万円の減額がございますが、これはどういう内容なのかお知らせ願いたいと思いますし、あとは5目の農地費における19節農林地域防災減災事業負担金、これ増額になっていますが、1,906万4,000円ほど、これは増額になった理由も含めてお願いしたいと思います。

そのほかには、36ページ裏にございます商工費における19節地域企業経営強化支援事業費補助金200万ほど減額になっていますが、事業がやられたのかどうかも含めてお知らせ願いたいと思います。

37ページにございます道路新設改良費、これの用地取得費が4,393万9,000円、これ用地取得減額ですが、取得しないでしまったのかどうか、そこら辺の事情をお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、まず最初に34ページ裏の合併浄化槽の補助金でございますが、当初14基ということ考えておりましたが、最終的に10基の希望しかなかったということで、10基分の補助残ということで減額をさせていただいたところでございます。

それから、37ページの用地費の減額でございますが、これにつきましてはスマートインター関連、それから行政関連事業費につきまして、当初予算額の6割程度しか国庫補助金が来なかったということで、その分を減額してございますが、用地費につきましては、その不足した分を基金のほうで購入してございます。それで、用地についてはそちらで対応してございますし、補助金減額になった分を基金のほうでかえておまして、平成30年度以降、補助金がつき次第、その基金にお金を返していくと、そういう予定しております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

まず1つ目ですけれども、6次産業化の支援事業400万の減でございます。これは平成28年度につきましては、シードルとどぶろくという2件があったわけですが、今年度も1団体を予定しておったわけですけれども、相談された団体は3団体ほどあるのですけれども、いずれもなかなか実施するまでには至っていないというふうなことで、今回減額するものであります。

それから、農村地域防災減災事業負担金ですけれども、これについては国の補正予算がついたということで、県のほうから通知がありまして、今回県のほうでは繰り越しというふうな形になりますが、町のほうでは県への負担金ということですので、今回増額の計上をさせていただきました。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

36ページの裏の商工費の19節地域企業経営強化支援事業費補助金の2,000万円の減額でございますが、この事業につきましては、町内企業の事業活動を支援するとあわせて雇用の創出を生み出すために、企業や工場の方が企業や工場の増設をする場合に要する経費のうちの5%に対して2,000万円の上限にして補助を行おうとするもので、平成29年度新たに事業を立ち上げたものでございます。

あと、この周知にあたっては商工会の会報や企業懇談会、あと町のホームページなどで企業の皆さんにお知らせをしていたところですが、なかなかあわせて雇用の部分の条件等も付されていることから、今回は利用する企業がなかったということで、全額2,000万円を減額するというような形になったところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

6次産業化に関しては、そうしますと相談はあったけれども、実施ゼロということで、新年度予算でもたぶん要求していますよね。それら、ここら辺の取り組みが3団体相談あるということはゼロではないので、脈はあるのだと思うのですが、それに合致しなかったということだと思うのですが、平成30年度の見込みというか、当たりというか、そこら辺の前年度は3件の相談あったということですが、そこら辺の状況、どのようにあるのかお聞かせ願いたいと思います。

そのほかに商工の地域企業経営強化支援事業費補助金、立ち上げてゼロということですよ。ということは、平泉では企業意識がないというか、それに合致した企業が、雇いを創出するような企業がないという実態をさらけ出しているのだとは思いますが、これは今後も続ける予定なのか、このままの金額で進めるのかどうかをお聞かせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

6次産業化の促進支援事業、5分の4の補助という非常に有利な補助事業ということで、おとしはそういったことで2件の要望があって、実際道の駅のほうに商品化をされているというふうなことで、ことしもぜひということで期待はしてございましたけれども、やはり構成員2名、認定農業者は2名以上、あるいは農家は3名以上ということと、あとは規約とかをつくってもらうということと、あとは町内産でとれた農産物を使って加工等をして商品化をするということで、やはり施設の問題であるとか、どこでやるかとか、基本的なところからなかなかそれぞれの方々はやりたい気持ちはあるのだけれども、その条件になかなか合わないというふうなことで、新年

度も400万という額ではありませんけれども、頭出しのような形ではおりますが、いずれ農林振興課のほうとしては、できるだけ活用していただくように進めていこうとは思っておりますけれども、なかなか実際問題はやる方たちのやっぱり意識というか、そういったところがありますので、可能な限り支援はしていきたいというふうに思っております。

なお、県の補助事業を使った6次化については、具体的に今進んでおまして、当初予算に計上している中で県の補助を使ったワインですけれども、具体的には、そちらのほうは確実に活用していただくような方向で今進んでいるところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

地域企業経営強化支援事業費補助金の件でございましたが、今、議員からお話あったような利用する企業がなかったというような実態でございました。これについては企業懇談会、それから商工会の皆さんとも今意見交換をしているところで、利用できない要素といたしまして、例えば固定資産投資額が3,000万円以上の、その工事を行った場合に3人以上の雇用をしなければならないというような、そういう条項とか、1,000万円以上の場合には2人以上の雇用をしなければならないというような、そういう条項がありまして、そのためになかなか使えないというような意見もいただいております。

実際町内では、県の事業等を使って設備投資などは行われている状況でございますので、この雇用のところを少し見直しをさせていただいて、事業そのものは中小企業に対する支援でございますので、事業の継続は行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

そのほかはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第12号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書44ページをお開きください。

議案第12号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

44ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金1,169万円、1項国庫負担金1,269万円、療養給付費負担金等の変更申請による増額等でございます。2項国庫補助金100万円の減、調整交付金等の減額でございます。

4款県支出金1,281万5,000円の減、1項県負担金48万3,000円の減、高額医療費共同事業負担金等の減額でございます。2項県補助金1,233万2,000円の減でございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金296万円の減、退職者医療交付金の変更決定による減額でございます。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金2,000万円、国保連の算定の確定による増額でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金23万円の減、事務費繰入金の減額でございます。

11款諸収入、2項雑入18万円の減。

歳入合計1,550万5,000円でございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費23万円の減、一般管理費の減額でございます。

2款保険給付費3,691万4,000円、1項療養諸費2,909万1,000円、一般被保険者療養給付費等の増額でございます。2項高額療養費782万3,000円、一般被保険者高額療養費の増額でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金1,294万1,000円の減、支払基金の確定による減額でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金1,803万8,000円の減、国保連の確定による減額でございます。

8款保健事業費、1項保健事業費20万円の減。

10款基金積立金、1項基金積立金1,000万円、財政調整基金積立金でございます。
歳出合計1,550万5,000円。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第13号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書50ページをお開きください。

議案第13号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

50ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明をいたします。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料122万6,000円、特別徴収保険料214万8,000円の増額、普通徴収保険料92万2,000円の減額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金64万3,000円、事務費繰入金の増額でございます。

歳入合計186万9,000円。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費64万3,000円、後期高齢者医療支援システム改修委託料でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金122万6,000円、保険料納付金の増額でございます。

歳出合計186万9,000円。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第15、議案第14号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書52ページでございます。

議案第14号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

52ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

1款使用料、1項施設使用料548万2,000円の減、これには入館料535万円の減額を含んでおります。

2款繰入金、1項他会計繰入金684万円、一般会計繰入金の増額でございます。

4款諸収入、1項諸収入139万8,000円の減、この中には食堂売上料137万円の減額を含んでおります。

歳入合計4万円の減。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費4万円の減、臨時職員賃金、工事費等の減額、燃料費、光熱水費等の増額等でございます。

歳出合計4万円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

52ページの裏の今の予算補正の補正額の684万というところで、過去のここ何年かの間で当初予算プラス補正という形で繰入金が平成27年度は2,013万4,000円、平成28年度は1,799万4,000円、平成29年度が今回当初予算の1,600万プラス684万ということで繰り入れの総額が2,293万の形になってくると思うのですが、ここの今後の見通しについて、今年度も同じように1,600万、当初予算が組まれておりますが、その見通しについて伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

今回、一般会計からの繰り入れ684万円を増額ということになりましたが、当初では1,600万円ほどを組んでおりまして、その後、9月補正で繰り越しが出たということで310万円ほど減額を一旦しまして、そして今回また684万円というふうな形でございますので、当初予算から見れば370万円ほどの増加ということで、最終的には、ここにある補正後の額1,983万4,000円ということで、今年度は繰り入れというふうな形になります。

それで、まず今年度の入館者数の状況でございますが、毎年、ここ3年連続で前年度を上回った形で入館者数、それから入館料とも増えてきておりました。それで、平成29年度もそれを目指して前年度を超えるという形できました。それで、前半、7月か8月ぐらいまでは、そのとおり前年を上回って推移してきましたが、後半に入りまして、少し伸び悩んできたということで、一

一番影響大きかったのは12月と1月の、こちらとすればキャンペーンを実施していて、そして一番増収を見込める時期だったわけだったのですが、残念ながら1,000人、前年の同時期でこの2カ月分、それぞれ1,000人を超える、入館者数だけ見れば、ちょっと形になってしまったということで、ちょっと要因を見たわけだったのですが、特に大きなほかの状況なんか見ても、それほど変わらなく推移はしているわけだったのですが、やっぱり大きな要因はあの積雪でございました。あと、寒さということで、これは天変地異のせいにするわけではないのですが、やはりその影響は大きかったようです。といいますのは、お客さんの状況を見ますと、割と遠くから、栗原とか、それからあるいは気仙沼とか、遠くから見えられている方もいたようでございまして、そういった方々がやはり積雪の影響で、なかなか足が遠のいてしまったのかなというふうに分析はしております。

だいぶ最近暖かくなってまいりまして、2月あたりの状況を見ますと、前年を超えるというわけにはちょっといきませんでした。だいぶその減少幅が縮小されてきておりますし、また3月に入りましても、前年並みくらいで推移はしてきております。ということで、12月、1月の、こちらとすれば最も期待したかったところがそういう影響をちょっと受けてしまったかなというふうに思っております。ということで入館料につきましても500万くらいを減額せざるを得なかったというふうなことで、最終的にはこういったような繰り入れというふうな形になる見込みでございまして。

それで、来年度につきましても、大体平成29年度予算規模くらいの形で組んではおります。それで、やはり目標とするところは前の年の入館者数、あるいは入館料まで届くかどうかわかりませんが、入館者数は確実に何とか超えたいということ、もっと言えば10万人にあともう少しというふうなところまでできておりますので、何とかそこまではいきたいなというのはここ一、二年の目標になっておりますので、来年につきましても、そういう目標を掲げて夏冬のさまざまなキャンペーンを中心にして取り組んでまいりたいというふうに思います。

それで、繰り入れでございしますが、これは何とも結果論といえればあれなのですが、なかなかその見通しをここではっきりと申し上げるのは難しいわけなのですが、とにかく入館者数を前の年よりもとにかく何とか目標に届けるように努力をしていくと、努めていくというふうな形で今後でも取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

日程第16、議案第15号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議案書55ページをご覧ください。

議案第15号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、55ページの裏、第1表歳入歳出予算補正で説明をさせていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料76万1,000円。

2 款財産収入、1 項財産運用収入1万3,000円の減。

歳入合計74万8,000円。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費74万8,000円。

歳出合計74万8,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

56ページにございます駐車場使用料についてお伺いいたします。

中尊寺第1駐車場のほうが今まで料金収入が多かったと思うのですが、ここに記載してあるものでは、毛越寺駐車場のほうが倍額になっているのですが、これはどういう関係でこういうふうになっているのか、利用状況等も含めてご説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

平成29年度の駐車場の使用料につきましては、平成28年度が世界遺産登録5周年ということで、平成28年度に比較いたしまして平成29年度は3%の減で予算を見積もったところでした。実際、平成29年度に運用させていただいていたところ、総額ではほぼ100%近い入り込みとなっております。駐車場ごとに申し上げますと、中尊寺第1駐車場につきましては、特にも11月の入り込みが前年対比で112%増となっております、これは中尊寺が行いました紅葉銀河等のライトアップを行ったためということで、中尊寺のあいている時間と合わせて駐車場も延長しておりますので、その増が見込まれたために、このような増加となっております。

議員からお話いただきました毛越寺駐車場につきましては、特にも前年対比で9月が大変多くなっておりまして、これは9月に世界遺産実行委員会等が行ったいろいろなコンサートとか、歌舞伎などの上演によるものが大きいと、イベントによる効果が大きいというふうに見ております。また、あわせて11月には毛越寺においては108%ということで前年対比で大変多くなっておりまして、これは中尊寺と合わせて紅葉に対するPRを行っておりまして、その効果が出たというふうに考えております。

現在のところ、中尊寺第1Pにつきましては前年対比で99.8%の入り込みとなっておりますし、第2駐車場については96%、毛越寺駐車場につきましては100.7%の増ということで、今年度の見込みといたしましては、ほぼ昨年度と同じような入り込みが期待できるというふうに見積もっているところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

入り込みはわかったのですが、そうしますと、56ページの裏にあります歳出で委託料が31万増えているのは、これはライトアップとか、そういう時間帯の変更による増という理解でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議員おっしゃるとおりでございます、中尊寺のライトアップと合わせまして、駐車場のほう

も合わせて1時間半ぐらい延長しておりましたので、その分のシルバー人材センターに係る料金の集金に係る事務で延びておりました。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第17、議案第16号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書58ページでございます。

議案第16号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

それでは、58ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金27万8,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料68万4,000円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金483万2,000円の減。

6 款諸収入、2 項雑入24万8,000円。

7 款町債、1 項町債750万円の減。

歳入合計1,112万2,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費1,038万1,000円の減。

2 款公債費、1 項公債費74万1,000円の減。

歳出合計1,112万2,000円の減。

次に、議案書59ページの地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明いたします。

起債の目的、公共下水道事業、限度額3,840万円、同じく流域下水道事業、限度額310万円、同じく公営企業会計適用債910万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第18、議案第17号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書62ページでございます。

議案第17号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、62ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金53万3,000円の減。

6款町債、1項町債70万円の減。

歳入合計123万3,000円の減。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費101万2,000円の減。

2款公債費、1項公債費22万1,000円の減。

歳出合計123万3,000円の減。

次に、議案書63ページの地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明いたします。

起債の目的、公営企業適用債、限度額680万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第19、議案第18号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書65ページでございます。

議案第18号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、65ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金122万4,000円の減。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料6,000円。

3 款財産収入、1 項財産運用収入1万2,000円。

4 款繰入金4,653万6,000円、1 項他会計繰入金3,000円、2 項基金繰入金4,653万3,000円。

6 款諸収入、1 項雑入25万円の減。

7 款町債、1 項町債2,020万円の減。

歳入合計2,488万円。

次に、歳出でございます。

1 款水道事業費2,165万3,000円の減、1 項水道管理費408万3,000円の減、3 項水道事業費1,757万円の減。

3 款予備費、1 項予備費4,653万3,000円。

歳出合計2,488万円。

次に、議案書66ページ裏の地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、簡易水道事業、限度額4,400万円、同じく公営企業会計適用債720万円、償還の方法、利率、還付の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

66ページでございます3 款予備費でございますが、補正額では4,653万3,000円ほどになってお

りますが、これらは町債の返済とか、そういうふうに繰り入れないで、どうしてこのような予備費が高額になっているのかお尋ねいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

これにつきましては、現在、簡水の財政調整基金で積み入れている額でございます。これを現金化しまして、平成30年度の簡水の企業会計へ移行するというものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第20、議案第19号から日程第27、議案第26号まで、平成30年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算、合計8件を一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

8番、予算特別委員長、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

予算委員長として報告いたします。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

予算特別委員会、委員長、佐々木一治でございます。

委員会の審査報告をいたします。

議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算、議案第20号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号、平成30

年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第23号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第24号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、議案第26号、平成30年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託されました上記の議案について、3月8日、9日の両日にわたり審査した結果、次の意見書を付して原案賛成とすべきものと決定したことから、会議規則第76条の規定により報告します。

審査意見。

1、新たな社会教育施設の整備については、内容及び費用について住民との合意形成を図りながら、次世代への負担を極力抑えるよう慎重に進めること。

2、平泉スマートインターチェンジ周辺地区の整備については、住民及び関係機関と十分な調整を図ること。

3、農業経営は米価等の低迷が予想され一段と厳しくなることから、所得の向上を図られるよう農業政策の充実に努めること。

4、住民意思が反映された予算執行に努めること。

以上であります。終わります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております8件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算に対する修正動議を提出いたします。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時44分

議長（佐藤孝悟君）

ただいまより再開をいたします。

ただいま議案第19号に対しまして、6番、高橋伸二議員から修正の動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

よって、これを原案と一括して議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

ただいまから修正動議について提案をさせていただきます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算に対する修正動議について。

提出者、平泉町議会議員、高橋伸二。賛成者、同じく千葉勝男、佐々木一治、三枚山光裕、阿部圭二でございます。

上記の動議について、地方自治法第115条の2及び平泉町議会会議規則第16条の2項の規定により、別紙修正案を添えて提出をいたします。

1枚目をお開きをいただきたいと思います。

議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算に対する修正案。

議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、48億4,000万円を48億1,500万円に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

修正額にて説明をさせていただきます。

歳入です。

第17款繰入金 2億3,213万円、2項基金繰入金 2億2,013万円。

歳入合計48億1,500万円。

次に、歳出です。

第10款教育費 6億975万6,000円、5項社会教育費 2億8,563万8,000円。

歳出合計48億1,500万円。

次のページに歳入歳出予算事項別明細書が2ページにわたって記してございますので、お読み取りをいただきたいと思います。

修正案の提出理由について述べさせていただきます。

全国的な少子高齢化社会の進行は本町においても例外ではない。町の推計による人口の減少は、2040年度には全人口が2,900人の減少を見込み、生産年齢人口は2020年度において600人の減少、2040年度では2,000人の減少、さらに65歳以上の高齢人口の増加は町民全体の43%に達するとしている。

一方、財政事情は2019年度から歳入額と歳出額が逆転する行財政見込み試算が示され、今後、ますます起債への依存度が高まっていくことをあらわしている。

今、町民が望んでいるのは、行政の本来の役割である住民福祉の増進であり、限られた財源を町民の暮らし、福祉優先に執行することが求められている。

このような財政事情と今後の人口の推移、年齢構成の中で計画されている社会教育施設の建設は、入りをはかりて出るを制するとの原則に立ち、慎重な上にも慎重な検証と審議が求められることは論をまたない。議会と首長との信頼関係の構築の上に、議会は子々孫々に禍根を残さない懸命な判断が求められている。町税収の減少に対する恒久的税収対策はもとより、健全財政の確立に向けた対策を示すなど、町民が安心して今後の大型事業の整備に理解できる町行財政計画を提示する必要がある。

以上のことから、社会教育施設整備事業アドバイザー業務委託料予算2,500万円の支出は拙速であり、全額削除とさらなる住民との合意形成に努めるよう求めるものである。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

これで提出者の説明を終わります。

これから修正案についての質疑を行います。

この質疑は修正案の提出者のほか、原案の提出者に対しても行うことができます。質疑ありませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

人口減少社会を理由に上げられておりますが、当町においても、人口推計によって、今後、24年後には5,000人になろうという推計のもとで、当然、会計もそれに準じて推計をされ、財政計画においてもそれら公債費等を含んだ、返済も含んだ計画を提示されている中で、さらにそれでも不安だというようなことになっておるのですが、何について不安なのか、もう一度お聞かせ願いたい。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ただいまの質問に対してお答えをいたします。

公債費計画が提示をされているが、それでも不安の理由は何かということですが、公債費計画が提示をされているという事実は、私の認識の中にはございません。起債の計画は示されておりますが、将来的な人口減少を踏まえた税収の動向、さらにはこの社会教育施設建設に伴う11億余りの起債の発行、そうしたものの償還期限における返済計画などについて、丁寧に議会や住民に説明を求めていくというのが必要であろうというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、既に平成31年度から歳入を上回る歳出の行財政計画が見えているわけですが、そうした中で将来費負担を増やさないためにも、350という基準以下であるからいいということで済ますのではなくて、将来費負担をどのように増やさないための努力が行われ、その中で社会教育施設についても建設をしていける道を、議会とすれば、真剣になって模索をする必要があると。こういう立場から、アドバイザー委託料の2,500万円を本議会で決議することについては拙速であるという判断に達したものであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

将来負担に対する懸念を申されておりますが、それでは、社会インフラである社会教育施設の老朽化に対して、今後、どのような考えで取り組んだらいいというふうに考えているのか。ましてや社会教育施設のインフラ整備の条件整備のアドバイザー契約であり、それに基づいて、今後、教育委員会が意見聴取や方針なりをつくっていくという、そういう対話の場があるわけでございます。従来町当局の工事手法とは違っているということも理解の上で言われているのかどうかお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

将来負担を心配するのは極めて当然のことであろうというふうに思います。少なくとも現行の財政を見たときの将来負担というのは、現状の住民数で見ているわけでありまして。それが、佐々木雄一議員も言われるように、2040年には5,031人まで減少するということが明らかになっている中でありまして、当然、将来費負担のあり方についても真剣に議論をする必要があるというふうに思います。

あわせて社会教育施設の老朽化に対して、どのように考えるのかということでございます。先ほども申し上げましたように、社会教育施設を建設してはいけないというものを申し上げているわけではありません。町民が必要とする社会教育施設であるとすれば、それは当然のこととして、建設することが望ましいでありましょう。

しかし、建設することに伴っての財政負担が大きくなるのしかかってくることに對して、どのように住民不安を取り除くのかということは、また、議決をする側の議会とすれば、町民の代表として真剣に議論をされなければいけないというふうに思います。加えて言われました、アドバイザー契約方式、DBO方式は従来の方式と異なるものだというふうに言われたわけでございます。少なくとも、今、この3月議会で2,500万円のアドバイザー契約に仮に合意をしたとすれば、その2,500万円を投げ捨てて建設計画を取りやめるということが可能だというふうにお考えなのでありましょうか。

私は、そうした点も考慮をしながら、提案理由で申し上げましたように、住民合意を得るための努力を、しっかりと行政として行うことの必要性を訴えたのでありまして、社会教育施設建設の是非を訴えたのではございませんので、誤解のなきようお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

進行してよろしいですか。

（発言する者なし）

議長（佐藤孝悟君）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は原案、修正案について一括討論で行います。

討論は、原案に賛成の方、次に修正案に賛成の方の順番で行います。

まずは、原案に賛成の発言を許します。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸であります。

私は平成30年度一般会計予算原案に賛成の立場から討論に参加をいたします。

平成30年度の一般会計予算につきましては、3月8日、9日の2日間にわたり審議をされ、意見を付して賛成すべきものと全会一致で採決されたものであります。

予算委員会での総括質疑でも申し上げておりますが、結婚新生活支援事業、また、農業振興に対する支援事業の創設や、災害への備えに対する現場や消防団からの要望にも配慮がなされた予算措置がとられましたこと、また、地域づくりに関する助成や老人福祉への補助金も大幅な増額がなされるなど、随所に評価できる補助の進捗が見受けられる内容となっております。住民をほう助する扶助費においては、歳出予算48億4,000万のうち5億1,220万円で、構成比10.6%を占めておるものであります。スマートインターやその周辺開発、社会教育施設建設に向けた大規模な歳出をする中であっても、住民の生活に密着不可欠な扶助費の対前年比4.1%の伸びを確保したことは、十分に評価するものであります。

修正動議で出されました社会教育施設設備基本構想、基本計画につきましては、昨年12月22日に行われました議員全員協議会において、事業の手法、いわゆるDBO方式を選択した事由と大まかな予算規模、また、その計画面積等や基本計画にあたって、調査業務委託先と委託の内容等など説明されているところであり、計画は既に進捗をしており、建設計画についての償還計画等も丁寧な説明を受けております。

ここで、アドバイザー予算2,500万円を削除するということには、賛同すべき理由がありません。町民の待ち望む社会教育施設の筆頭であります図書館、公民館の早期建設を促進するために、速やかな予算を執行すべきものと考えます。

予算委員会で審議を尽くし、住民の生活に必要な予算であることを認め、全会一致にして賛成したものであり、原案のとおり執行されることに賛成し、予算の修正を求めることに反対するものであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

次に、修正案に賛成の発言を許します。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

4番、三枚山光裕でございます。

平成30年度一般会計予算案の修正に賛成の立場、すなわち社会教育施設整備事業アドバイザー一業務委託料2,500万円の削減に賛成する討論を行います。

平成30年度一般会計予算案全体について、大きな異議を私自身は持っているわけではありません。図書館、公民館の建設については議員の中でも、町民の中でも必要性は認識し、町当局とも一致しているものと私は考えます。

しかしながら、予算特別委員会の総括質疑では、ほとんどの議員からアドバイザーの委託料2,500万円に対し疑問と異議が相次ぎました。あまりにも説明不十分な中で、議員の理解が進んでいないもとの予算案への計上だったからです。説明不足だったことは町当局も答弁の中で何度も認めたところであります。

議案施行日として会議の予定がなかった昨日14日、急遽議員全員協議会が開かれ、これまで説明されてこなかった新たな内容の説明がありました。この招集は前例がないということも議長が申ししておりましたが、このことは町当局みずからが今回の委託料の計上に道理がなかったことを認めたのに等しいと考えます。

議員の中では、社会教育施設の建設に対して施設そのものの内容、建設場所、将来の財政の見直しを心配する意見など、考え方はいろいろあります。その上で、本修正の提案は不十分な説明という中で、議会での議論、そして、議決までの手順、民主主義の基本にかかわる、そこが問われている、その点で認識の一致によるものだと考えます。そして、修正案は予算特別委員会の審査意見書を具現化、具体化したものだと思います。

よって、社会教育施設整備事業アドバイザー一事業業務委託料2,500万円は削除すべきものと考え、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

私は原案に賛成する者としての討論を行わせていただきます。

私もこの件については非常に疑問を持ちながら、一般質問を行いました。そして、総括でもさらに審議を諮ったところでございます。それで、苦渋の選択ではございますけれども、私たち平泉町民はこの予算を見ながら、念願であった文化教育、それから社会教育の充実につながる事業であり、多少の不安も残るわけではございますが、現代社会に合った経営戦略、その観点から見ますと、民間団体、行政、企業、異なる組織の文化が組織に融合し変革することで、全く新しい発想のものであるということを確認いたしました。地域住民のニーズを踏まえた、より高い公共サービスを新たに生み出すことも期待できるのではないかというふうに思います。異なる組織文化を有する民間団体、企業と行政とが相互の信頼関係のもと、地域づくりに向けたさまざまな関係をつないでいく、それから人材育成、地域の自立意識を育てていくということにもつながるのではないかと思います。

さらに、さまざまな地域や分野での連携、協同が進展することで、地域内外の人材、物、資金、情報、そういう資源が有効に活用されるということ、昨日の説明の中でも十分にされたのではないかなというふうに思っております。

それで、今回の修正案に対して、詳細な修正案を出されているところではありますが、この修正案につきましては、あくまでも事実上の議会の要望に過ぎないと思います。町を法的に拘束することでもありませんので、このことを踏まえながらも、審議の際に十分に審議し、意見書を付して原案に賛成したものでございます。その中にも十分に修正案の提案者の言っている社会教育の整備についての内容、費用、住民との合意形成を図りながら、次世代への負担を極力抑えるように慎重に進めることということをする4点について申し上げておりますので、これを本当に私はこの意見書に沿って執行していただければいいというふうに考えるもので、原案に賛成して、修正案に反対するものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

次に、修正案に賛成の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで討論を終わります。

それでは、これから議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算について採決いたしますが、あらかじめ申し上げます。

はじめに高橋伸二議員から提出された修正案を、次に原案の順に起立採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算に対する修正案は可決されました。

次に、修正部分を除いた原案について賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、修正部分を除いた分の議案第19号、平成30年度平泉町一般会計予算は可決されました。

議案第20号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第22号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。討論
はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第23号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第24号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第25号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成30年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。討論はあり

ませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第26号、平成30年度平泉町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第28、同意第1号から日程第30、諮問第2号まで、合計3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、追加議案、人事案件3件の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、丸山芳広。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の丸山芳広委員が平成30年3月29日をもって任期満了となりますことから、引き続き丸山芳広氏を委員として選任したいので、同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の2ページをお開きください。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、菅原吉紀。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、現委員の石川長善委員が平成30年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに菅原吉紀氏を委員として推薦したいので、意見を求めるものでございます。

次に、議案書その2の3ページをお開きください。

諮問第2号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、三浦英子。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、現委員の及川幸子委員が平成30年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに三浦英子氏を委員として推薦したいので、意見を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

はじめに、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては原案に異議のないことを答申することに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては原案に異議のないことを答申することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第31、発議第1号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策

推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

発議第1号。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出についてでございます。

提出者は平泉町議会議員、高橋伸二。賛成者は同じく真竈光幸、三枚山光裕、高橋拓生議員であります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により、提出をいたします。

1枚お開きをいただきます。

意見書案を読み上げて提案とさせていただきます。

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書（案）。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめました。そして、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェア、無資格自家用車有償運送の本格導入に向けた検討を進めています。

ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされ、利用客の安全・安心が脅かされること、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し、安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争などは当事者間、ドライバーと利用客での解決となることなど、多くの問題点が識者からも指摘されています。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全・安心が担保されない事態が常態化するおそれがあり、また、日本全国に展開されれば、国内タクシー事業ばかりではなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねません。

特に、地域交通の大動脈として存在する鉄道やバスに対し、タクシー事業は高齢者や障害者などの交通弱者にとって、介護や通院、買い物など地域で日常生活を送るために欠かせないきめ細かなドア・ツー・ドアの公共交通機関です。国民の安全・安心かつ快適・便利な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、少子高齢化が一層進む中、地域におけるタクシー事業の重要性は今後ますます高まることが予想されます。

よって、国においては、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者がより安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、ライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適正化、活性化のための施策を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するとする提案でございます。
よろしくお願ひします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

4 番、三枚山光裕です。

ライドシェア導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書（案）
に賛成の立場から討論します。

昨年5月に国家戦略特区法が改正され、一般の人が自家用車に乗客を乗せてお金をもらうことができるようになりました。自家用自動車有償運送と言われるものです。ライドシェアとは相乗りという意味ですが、米国発祥のウーバーなどの企業が世界中でビジネスを展開しています。ウーバー社などは日本での事業展開を望み、2年前には福岡市でライドシェアの実験を行い、国土交通省の指導で中止されています。

ライドシェアの具体的な仕組みは、一般の運転手がスマートフォンのアプリケーションを使って、車を利用したい人と契約して自家用車で客を運ぶものです。一般の運転手と車を利用したい人をスマホアプリで仲介するのが、車を持たないIT業者です。このIT企業がウーバー社です。

一般ドライバーが自家用車で客を有料で送迎することは道路交通法で原則禁止されていますし、無許可運転の白タク行為とされています。日本では営業車の運転には二種免許が必要で、免許取得後1年以上の経過や認定講習の受講が義務付けられ、また、運転前のアルコールチェックの義務付けなど、乗客の安全を守る仕組みがあります。

一方で、ライドシェアは二種免許なしでも運送が可能です。ライドシェアのドライバーは労働時間や健康チェック、車両の整備等が十分に管理されないばかりか、事故歴、違反歴もチェックできず、ドライバーがどのような人物か身元がはつきりしていないことなど、安全・安心の点からも問題があります。運転代行にも二種免許が義務付けられていることを考えれば、安全軽視と言わなければなりません。

ライドシェア事業者と運転者との間には雇用関係がなく労働法の適用がないと言われ、健康保険、年金、雇用保険、労働保険もない可能性があると言われ、ライドシェアは従来のタクシードライバーの労働条件の低下にもつながります。既に、ライドシェアを導入している世界各国では、乗客へのレイプ、暴行事件や事故によるトラブルなど業務停止命令や訴訟が続き、ILOはライドシェア会社に対して雇用保障や労働条件の低下防止のための決議を採択しています。

以上のことから、ライドシェアは輸送の安全と旅客の利便性を図ることを目的とした旅客自動車運送事業運輸規則に違反しています。

高齢化が進み交通弱者の移動権が課題となっている現在、公共交通機関の重要性はますます高まっています。安全・安心して利用できる地場の企業であるタクシー事業を守ることは重要です。現行の法制度を空洞化し、際限のない特区という名の規制緩和を認めることはできません。

ライドシェア導入に反対し、安全・安心なタクシーを求める意見書（案）について、各議員のご賛同を強く求め、賛成討論といたします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号、ライドシェア導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第32、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

平成30年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり、本議会の議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表以外の議員の派遣については、そのように取り扱うことに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

以上で本定例会 3 月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成30年平泉町議会定例会 3 月会議を閉議します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 3 6 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝悟

署名議員 氷室 裕史

同 高橋 拓生